

# 平成30年度滋賀県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要領

## 1 名称

滋賀県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

## 2 目的

薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全や安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。

国連では平成10年（1998年）6月に国連麻薬特別総会を開催し、21世紀に向けて、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、政治宣言及び行動計画の採択とともにその実施を行ってきたところであり、さらに引き続き、平成21年（2009年）3月に採択された新政治宣言である「新国連薬物乱用根絶宣言」に基づき、平成31年（2019年）までに薬物乱用の根絶を目指すこととなったところです。

一方、我が国においても、覚醒剤事犯の検挙者数が依然として1万人を超えており、多くの乱用者の存在が推測されること、また、大麻事犯については、検挙者数のほぼ半数を若年層が占めるなど若年層における大麻乱用の広がりが懸念されること、さらに危険ドラッグについても、依然としてインターネットサイトを利用した販売が行われており、乱用が後を絶たない状況であることなどから、政府では「薬物乱用対策推進会議」の下、第四次薬物乱用防止五か年戦略（平成25年8月）および「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策（平成26年7月）」を策定し、国・都道府県・関係団体が連携し、総合的な薬物乱用対策に取り組んでいるところです。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、かかる背景の下、新国連薬物乱用根絶宣言（2009～2019年）への支援事業の一環として、薬物乱用防止活動において、官民一体となり、県民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的とするものです。

## 3 実施期間

平成30年6月20日（水）から7月19日（木）までの期間とします。

（「6・26ヤング街頭キャンペーン」は6月23日（土）とします。）

## 4 実施機関等

主催 滋賀県、厚生労働省、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

協賛 滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部

後援（50音順）

（一社）が-ルスカ外滋賀県連盟

滋賀医療機器工業会

滋賀化粧品工業会

（一社）滋賀県医師会

滋賀県医薬品卸協会

（一社）滋賀県医薬品登録販売者協会

滋賀県医薬品配置協議会

滋賀県学校保健会

滋賀県更生保護女性連盟

滋賀県公立高等学校PTA連合会

滋賀県子ども会連合会

（一社）滋賀県歯科医師会

（一社）滋賀県自動車整備振興会

滋賀県社会福祉協議会

滋賀県人権擁護委員連合会

（一社）滋賀県生活衛生協会

滋賀県青少年育成県民会議

滋賀県青少年団体協議会

滋賀県青少年補導センター連絡協議会	(公社)日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会
滋賀県塗料商業会	滋賀県PTA連絡協議会
滋賀県BBS連盟	日本ボーイスカウト滋賀連盟
(公社)滋賀県防犯協会	滋賀県保護司会連合会
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	(一社)滋賀県薬業協会
(一社)滋賀県薬剤師会	滋賀県薬物乱用防止対策連絡協議会
ライオンズクラブ国際協会 335-C 地区 6R, 7R	滋賀県各ロータリークラブ
各ライオンズクラブ	(以上32団体)

## 5 実施事項

### (1) キャンペーンの実施

#### ① 6・26ヤング街頭キャンペーン

##### ア) 実施日時

6月23日(土)原則として午後2時から午後4時までとします。

##### イ) 実施内容

ボランティアの協力を得て、啓発資材の配布等を行います。

##### ウ) 実施場所

草津市内、高島市内

#### ② 地域団体キャンペーン

地域団体の協力を得て、ポスターの掲示および一声運動等を行います。

### (2) 広報機関等による啓発宣伝

自己の広報機関等を活用するとともに、報道機関の協力を得て、広く本運動の趣旨の徹底を図ります。

### (3) 県民と一体となった事業展開の呼びかけ

県民と一体となった事業の展開を積極的に推進するため、市町をはじめとする関係機関・団体等に対し、本運動の趣旨の理解と協力を呼びかけます。

### (4) 教育機関への趣旨の普及・啓発

滋賀県教育委員会の協力を得て、関係機関への趣旨の普及・啓発に努めます。

## 6 事業実施方法

実施事項のうち、次の事業については実行委員会を設置し効果的に実施するものとします。

### (1) 6・26ヤング街頭キャンペーン

### (2) 地域団体キャンペーン

## \* 「新国連薬物乱用根絶宣言」

国連は平成10年(1998年)6月に国連麻薬特別総会を開催し、21世紀において、国際社会が一丸となって地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むための指針となる政治宣言および行動計画を採決しました。このうち、「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用根絶宣言)は平成20年(2008年)を目標年として、薬物乱用を根絶することを目指していましたが、薬物乱用の根絶には至らず、平成21年(2009年)3月の国連麻薬委員会において新政治宣言、「新国連薬物乱用根絶宣言」を採択し、平成31年(2019年)までに薬物乱用を根絶することを目指すこととしました。